

# 平成 18 年度から 公共料金・制度の一部が変わります。

新年度からの条例や制度の改正などにより、公共料金や各種制度の一部が変わります。まちの皆さんの負担になることもありますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

## ■固定資産税率が変わります。

日野町税条例の一部改正により、固定資産税率が 1.5% から、1.6% に引き上げられました。ただし、国民健康保険税に係るものは据え置きとします。

問合せ 役場住民課 評価係（電話 72 - 0333）

## ■医療費助成事業の医療費助成額が変わります。

日野町医療費助成条例の一部改正により、医療費助成額を、医療費支払額の 2分の1 から、医療費支払額の 3分の1 の額を助成することになりました。

助成対象者は、ひとり親家庭の方（所得制限があります）、身体障害者手帳3、4級をお持ちの方、療育手帳Bをお持ちの方です。老人保健、特別医療の該当者、高齢受給者証の交付を受けている方は助成の対象にはなりません。

問合せ 役場健康福祉課 医療係（電話 72 - 0334）

## ■事業・制度の廃止について

4月1日から、次の事業・制度は廃止になりましたのでご了承ください。

黒坂駅でのJR乗車券の販売（総務企画課）  
集落集会所等設置事業費補助金（総務企画課）  
出生祝い金（健康福祉課）

## ■合併処理浄化槽設置補助金が変わります。

県補助金交付要項の改正により、平成 18 年度から補助金額が次のとおり変わります。

改正前		改正後	
人槽区分	限度額	人槽区分	限度額
5人槽	752,000円	5人槽	658,000円
6～7人槽	895,000円	6～7人槽	785,000円
8～10人槽	1,192,000円	8～50人槽	1,052,000円
11～50人槽	1,948,000円		

問合せ 役場産業振興課 生活環境係（電話 72 - 2101）

## ■公共下水道、農業集落排水使用料の改定 (6月請求分から変わります)

日野町下水道条例の一部改正により、6月請求分から、公共下水道と農業集落排水使用料が次のとおり改定になりました。

事業所分については、5月の水道使用量が6月分請求になります。

### 改正前

一般家庭の使用料の額 1か月につき(消費税別途)		備考:世帯の人数については、前月末現在
世帯割	2,000円	
世帯員割	1人につき300円	

### 改正後

一般家庭の使用料の額 1か月につき(消費税込み)		備考:世帯の人数については、前月末現在
世帯割	2,700円	
世帯員割	1人につき450円	

一般家庭以外の使用料の額 1か月につき(消費税別途)	
水道水の使用水量	●基本料金 = 10立方メートルまで2,000円 ●超過料金 = 1立方メートル増すごとに90円

一般家庭以外の使用料の額 1か月につき(消費税込み)	
水道水の使用水量	基本料金 = 10立方メートルまで3,150円 超過料金 = 基本使用水量の10立方メートルを超える水量が1立方メートル～30立方メートルの場合は1立方メートルあたり110円、31立方メートル以上の場合は1立方メートルあたり130円

問合せ 役場産業振興課 上下水道係(電話 72 - 2101)

## ■健康診断の方法が変わります。

基本健康診査、胃がん・大腸がん・肺がん・子宮がん・乳がんの各検診は、日野病院、集団検診のどちらでも受けることができます。

町公民館と開発センターで行う集団検診は、胃がん・大腸がん・肺がん・基本健診を同時に受けることができます。乳がんマンモグラフィ検診と子宮がん検診も同時に実施します。

高血圧、心臓病、高脂血症などで定期的に検査を受けている人や、胃かいようで治療中の人は、検診を重ねて受ける必要はありません。

検診の自己負担金額は、市町村民税非課税世帯と、市町村民税課税世帯の2段階に分けられます。

検診受診票を対象者全員に送付します。日野病院、集団検診のどちらにも使います。

各検診の申込み方法や日程などの詳細は、後日一覧表を配布します。

問合せ 役場健康福祉課 健康づくり係(電話 72 - 0334)